



～マイナンバーカードで どこでも 簡単に～ コンビニなどで各種証明書を取得できます



市では、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得することができる、コンビニ交付サービスを行っています。

簡単な操作で取得できるので、ぜひご利用ください。

■コンビニなどで取得できる証明書や手数料など

証明書	手数料	取得できる範囲	利用可能時間
住民票の写し	1 通につき 300円	本市に住民登録がある本人および同一世帯の人の住民票の写し	午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)
印鑑登録証明書		本市に印鑑登録している本人の証明書	
課税(所得)証明書		証明年度の1月1日時点で本市に住民登録があり、取得日現在も本市に住民登録がある本人の証明書(2カ年度分)	
戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	1 通につき 450円	本市に本籍がある本人および同一戸籍の人の現在の証明書 ※他市町村に住民登録している人でも、事前に利用登録申請を行うことで、戸籍証明書の取得が可能	午前9時～午後5時15分(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)
戸籍の附票の写し	1 通につき 300円		

■利用できる店舗 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ユニバースなど

■問い合わせ 本館市民登録課(☎41-3547)

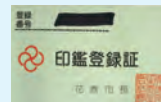
※コンビニ交付サービスの詳細は、地方公共団体情報システム機構が運営する専用ページ(<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>)をご覧ください



令和5年12月28日で自動交付機のサービスを終了します

本庁およびなはんプラザに設置している自動交付機は、製造終了により安定的な運用が困難となったことから、令和5年12月28日でサービスを終了します。

なお、現在お持ちの「はなまき市民カード」は、窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際に必要ですので、自動交付機のサービス終了後も大切に保管をお願いします。



*印鑑登録の時期によって、市民カードのデザインが異なります



～9月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象～ マイナポイント第2弾が実施されています



■マイナポイント第2弾

9月末までにマイナンバーカードを申請し、令和5年2月末までに下記の①～③の全ての手続きを行い、買い物またはチャージをすると、1人につき最大2万円相当のマイナポイントが付与されます。

■マイナポイント取得の要件および対象

①マイナンバーカードを新規に取得した人に最大5,000円相当のポイント

②健康保険証としての利用申し込みを行った人に7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った人に7,500円相当のポイント

■マイナポイントの申し込み方法

▶スマートフォン▶パソコン▶マイナポイント手続きスポットーのいずれかで申し込むことができます。

◎申し込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号
- ・ポイント付与を希望するキャッシュレス決済サービス(選んだ決済サービスによっては、事前に決済サービスIDなどをご自身で登録する必要があります)

マイナポイントの申し込み方法について詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/1012591.html>)をご覧ください

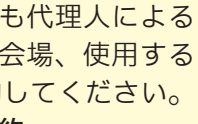
【問い合わせ】本館秘書政策課(☎41-3503)



4 ワクチン接種の予約方法

ワクチン接種の予約は次のいずれかによりお願いします。いずれの方法も代理人による手続きが可能です。接種日、会場、使用するワクチンの種類を確認し、予約してください。

- ①市コールセンターで電話予約
☎0120-383-225〔毎日(土・日曜日、祝日を含む)、午前8時30分～午後5時15分〕
- ②専用ウェブサイトアクセスして予約
専用ウェブサイト(<https://g032051.vc.liny.jp>)



③LINE(ライン)アプリを使って予約
LINE(ライン)アプリ(<https://covid19.liny.jp/032051>)



④かかりつけ医枠での予約
13ページの「かかりつけ医枠」の欄に○がある市内医療機関へ通院時などに直接予約
*「電話予約」の欄に○があるかかりつけの医療機関は、医療機関へ電話で予約も可能です
かかりつけ医枠での予約は原則4回目接種者のみが対象です

◎ワクチン接種による健康被害が起きた場合の「予防接種健康被害救済制度」

「予防接種健康被害救済制度」は、新型コロナワクチンを含むワクチンを接種したことで病気になったり、障がいが残ったりするなどの健康被害を受けた人を対象に、予防接種法に基づく救済を行う制度です。厚生労働大臣

がワクチン接種による健康被害を認定した場合は、医療費などの給付を受けることができます。
詳しくは、健康づくり課(☎23-3121)へお問い合わせください。

基本的な感染対策の徹底を継続しましょう

若い世代の感染から重症化しやすい高齢者などへ家庭内感染する例もあることから、ワクチン接種の有無にかかわらず下記の基本的な感染対策の徹底をお願いします。



エアコンを使用している時でも小まめに換気する



小まめな手洗いや手指消毒



熱中症を防ぎながら、場面に応じて正しくマスクを着用



3密(密閉・密接・密集)の1つの密でも回避

抗原検査キットが緊急的に不足する場合は市へご相談ください

市では、高齢者施設などの感染拡大防止や公共的なイベントなどで抗原検査キットが緊急的に不足する場合に、抗原検査キットを配布します。抗原検査キットは、各施設やイベント主催者などで必要数量を確保することを基本としています。下記のような場合で抗原検査キットの購入が困難な場合や不足する場合に限り配布します。詳細は新型コロナウイルス感染症対策室(☎41-3605)までお問い合わせください。
*個人への配布は行いません

配布先	配布の目的
高齢者・障がい者施設	重症化リスクの高い人への感染の防止
小中学校、教育保育施設、学童クラブ	集団感染の防止
市内温泉従業員、一般廃棄物処理事業者、公共的なイベント開催時の出演者・スタッフ、コミュニティ会議主催のイベント開催時のスタッフ・参加者など	社会経済活動の継続など

※上記のほか、感染拡大防止のため、市が必要と認める時に配布する場合があります